

## 概要説明

### 子ども・子育て支援新制度および子ども・子育て会議について

平成 27 年 4 月施行予定の「子ども・子育て支援新制度」により、子ども・子育て支援の仕組みが大きく変わり、様々なサービスの充実が図られます。

藤岡市では、この「新制度」に関する事業計画等について意見を聴くため、平成 25 年 9 月に「藤岡市子ども・子育て会議」を設置いたしました。

#### 1. 子ども・子育て支援新制度とは

平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が可決・成立し、公布されました。この関連 3 法に基づき、幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」）が平成 27 年 4 月に本格施行される予定です。

新制度では、消費税引き上げによる増収分の一部などを財源に、子ども・子育ての支援を充実することになっています。

##### ◆ 新制度の主な目的 ◆

##### ① 質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供

幼児教育・保育及び家庭における養育支援の一体的な提供を促進します。

##### ② 地域の子育ての一層の充実

すべての子育て家庭を対象に、子育て相談や一時預かりの増設など、地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実を目指します。

##### ③ 待機児童の解消、地域の保育を支援

地域の多様な保育ニーズに対応し、保育の量的拡大・確保、待機児童の解消を図ります。

#### 2. 藤岡市子ども・子育て会議とは

「藤岡市子ども・子育て会議」（以下「会議」）は、子ども・子育て支援法第 77 条に定める地方版子ども・子育て会議として、本年 9 月に藤岡市条例により設置されました。

会議では、市が保育施設等の利用定員を定める際に意見を述べたり、平成 26 年度に策定する「藤岡市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「事業計画」）へ子育て家庭の意見を反映させ、計画推進に必要な事項や施策実施状況を調査・審議することを目的としています。

また、計画策定後は、事業計画の変更の際に意見をいただくなど、地域のニーズを踏まえて実施できるよう、点検・評価・見直しを行っていく役割が期待されています。

なお、新制度本格施行に向け、本年 10 月に保護者を対象としたニーズ調査を行い、子育て家庭の状況やニーズを把握し、それらに基づいた事業計画の策定など、新制度の実施に向けた様々な準備を行っているところです。

— 参考 —

子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村等における合議制の機関）

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
  - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
  - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
  - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。
- 4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
- 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
  - 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。